



【お問い合わせ】

所沢市 福祉部 障害福祉課

TEL 04-2998-9116 FAX 04-2998-1147

メール a9116@city.tokorozawa.lg.jp

しょうがい ひと
障害のある人も
ない人も
とも い
共に生きるまち

所沢

とくろざわ



「所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例」

をつくりました！

わたしたちの住むまち所沢には様々な人がいます。障害のある人もその一人です。しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、交通手段、障害に対する無知や無関心など、社会参加を妨げる様々な障壁が今なお存在しています。障害のある人もない人も、共に助け合い、認め合い、人と人との絆を感じることでできる「共生社会」をつくるためには、障害への理解を深めることが大切です。このパンフレットを手にするだけで、その1歩としていただければ幸いです。

発行：所沢市福祉部障害福祉課



1. 障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例とは？

◇はじめに

障害者差別解消法の考えに基づいて、障害のある人の

社会的障壁を取り除くことにより、

障害のある人もない人も共に助け合い、

認め合い、人と人との絆を

感じることをできる

「共生社会」を目指して、

つくった条例です。



◇条例の基本となる考え方（基本理念）

- (1) 障害のある人が権利主体であり、その権利を尊重する。
- (2) 障害の理解を深める。
- (3) 障害のある人が地域において自立した生活ができる。
- (4) 手話その他の形態の非音声言語が言語であること。
- (5) 障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応をする。
- (6) 社会的障壁の除去に当たり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れる。

◇社会的障壁ってどんなこと？

障害のある人の日常生活や社会生活において、社会参加を妨げる、事物、制度、慣行、観念などのことです。

事物

物理的な障壁

- ・道路や建物の段差
- ・建築物の構造



制度

制度的な障壁

- ・補助犬と店に入れない
- ・資格や免許が制限される



慣行

文化・情報の障壁

- ・点字や手話の配慮がない
- ・わかりづらい言葉の使用



観念

心理的な障壁

- ・無知や無関心
- ・心ない表現や視線、態度



これらの社会的障壁を取り除き、「共生社会」の実現を目指します。

2. みんなが暮らしやすい まち「所沢」にするために

社会的障壁を取り除くことが必要です



障害の有無にかかわらず、誰もが自分の意思によって、持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会、みんなが暮らしやすいまちにするために、社会的障壁を取り除くことが必要です。

条例に社会的障壁を取り除くための 取り組みを明記しました！

障害のある人、市民・事業者、市ができることをやる(4P)

合理的配慮の提供(4P)

不利益な取扱いの禁止(5P)



わた渡れない・・・

社会的障壁の除去



みんなが暮らしやすいまち！

障害のある人、市民・事業者、市が、 できることをやる。

みんなが暮らしやすいまち「所沢」にするためには、多くの協力が必要です。

障害のある人の役割

障害のため困難なことや、必要とする配慮について、相手と共有するようにする。

市民・事業者の責務

- ・障害のある人に合理的配慮をする。
- ・障害に関する理解を深める。
- ・共生社会実現のための施策に協力する。

市の責務

- ・障害のある人が自立した生活を送るための支援
- ・障害の理解を促進するための周知・啓発
- ・障害のある人やない人が交流するための機会の提供
- ・合理的配慮の提供(義務)
- ・その他、市民や事業者への必要な支援



合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある人に対する社会的障壁に気づいたとき、大きな負担とならない範囲で困りごとに対して、必要な配慮をすることです。

具体例

- ・段差がある場合に車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
- ・筆談、読上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。代筆や代読を行う。
- ・連絡先などに電話番号のみではなく、FAX番号、メールアドレスも記載する。



ふりえき とりあつか きんし
◇不利益な取扱いの禁止

つぎ じれい のように、しょうがい のあるひと たい に対して、せいとう り 理由なく、けんりりえき しんがいを侵害することをきんし したものです。

! 次のような事例は不利益な取扱いになります。



しょうがい りゆう 障害を理由として、たいおう こぼ 対応を拒んだり、じゅんばん あとまわ 順番を後回しにする。

くるまいす 車椅子であることのみを、理由にじょうしゃ きよひ 乗車を拒否する。

いあつてき くちよう はな 威圧的な口調で話したり、おうへい たいど 横柄な態度をとる。

き
※気をつけてほしいこと

しょうがい さまざま しゅるい 障害には様々な種類があり、み た目ではわ 分らないしょう 障害がある方もいます。あなたのむいしき げんどう 無意識の言動が、そのひと 人にとっては、ふりえき とりあつか 不利益な取扱いとなるかもしれません。

しょうがい しゅるい
【障害の種類】

しんたいしょうがい (身体障害) (肢体、視覚、聴覚・音声・言語、平衡、咀嚼、内部)

ちてきしょうがい (知的障害)

せいしんしょうがい (精神障害) (発達障害及び高次脳機能障害を含む)

なんびょう (難病) (治療方法が確立していない疾病等)

きょうせいしゃかいじつげん
3. 共生社会実現のため
市が行う取り組み

しないじぎょうしゃ ほじよきんこうふ
◇市内事業者への補助金交付

しゃかいてきしょうへき じよきよすいしんじぎょう
社会的障壁の除去推進事業

内容：社会的障壁の除去に要する費用の全部又は一部を助成

- ① 意思疎通支援用具の作成 (上限10,000円)・・・点字資料の作成等
- ② 物品の購入 (上限30,000円)・・・スロープ等の購入
- ③ 工事の施工 (上限100,000円、補助率1/2)・・・手すり等の工事施工

でまえこうざとう じっし
◇出前講座等の実施

しゅうち けいはつかつどう
周知・啓発活動

市内におけるしょうがい かん りかい ふか 障害に関する理解を深めていくために、じぎょうしゃ や 事業者や 団体等に対し、ほんじょうれい し 本条例や市のしょうがいふくしぎょうせい 障害福祉行政についてでまえこうざとう 出前講座等 を実施することで、しゅうち けいはつ はか 周知・啓発を図ります。



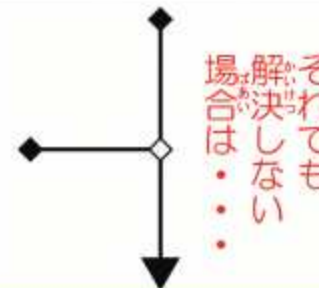
しょうがい かん そうだん
◇障害に関する相談

そうだんまどぐち せつち
(1) 相談窓口の設置

しょうがい りゆう さべつ かか 障害を理由とする差別に関わる相談 などについては、市もしくは相談機 関にご相談ください。

所沢市 (担当部署)	TEL (04-)	FAX (04-)
障害福祉課	2998-9116	2998-1147
こども福祉課	2998-9223	2998-9035
こころの健康支援室	2991-1812	2995-1178

相談機関 (相談支援事業所)	TEL (04-)	FAX (04-)
ところざわ障がい者相談支援センター	2929-1705	2923-4780
障害者生活支援センター 所沢しあわせの里	2921-5566	2921-6666
生活支援ルーム さぼっと	2992-7888	2935-3555
地域生活支援センター ぼぶり	2008-3244	2924-3366
地域生活支援センター 所沢どんぐり	2993-8585	2993-8585



しゃかいてきしょうへき じよきよ かん しょうせいいいんかい せつち
(2) 「社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会」の設置

あっせんの必要があると認められた場合、当委員会において、十分に当事 者の意見を聴取し、あっせん案の作成を行います。